

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：平成28年5月25日（水）午前10時～正午
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室
（平成28年度 第一回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，稲葉雅子委員，小川ゆみ委員，草野祐子委員，
今野彩子委員，鈴木勝雄委員，高山健司委員，竹中智夫委員，松田攝子委員，
渡辺安子委員

欠席委員：塩野悦子委員

1 開 会

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔議事に先立ち，委員改選後初めて出席した委員及び平成28年4月に新たに就任した委員，平成28年4月に新たに共同参画社会推進課に異動となった職員の紹介，会議成立の報告を行った。〕

2 あいさつ

【佐野環境生活部長】

皆様には，日ごろ本県の男女共同参画の推進について，格別の御理解・御協力をいただいております，この場をお借りして感謝を申し上げます。

本県の「男女共同参画推進条例」は施行から15年，また，「男女共同参画基本計画」は策定後14年目，改訂後6年目となり，男女共同参画社会づくりへの取組は着実に進みつつあると感じているが，未だ分野によっては様々な課題を抱えていると認識している。このような状況の中，昨年度の県としての新たな取組として，経済団体等と連携協力し一体となって女性が活躍しやすい環境の整備を進めることを目的に「みやぎの女性活躍促進連携会議」を6月に設立し，キックオフイベントやシンポジウムを開催し，女性の活躍推進を図った。また，男性が仕事だけでなく家庭や地域で生きがいを感じられるよう意識の啓発のため「男性にとっての男女共同参画推進事業」として，各種講座や参加者意見交換会を開催し，ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知してきた。

本日は，これらの事業を含め第2次基本計画の平成27年度の取組状況を御報告申し上げるとともに，現行計画の後継となる第3次基本計画の策定方針案について御審議頂きたいと考えている。忌憚のない御意見を頂戴できればと思うので，よろしく願いたい。

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔 配付資料の確認を行った。〕

3 議事

【水野会長】

議題に入る前に1点確認をさせていただく。平成28年度の「宮城県男女共同参画審議会スケジュール」について，事務局から説明願う。

【佐藤専門監】

「資料1 平成28年度 宮城県男女共同参画審議会スケジュール」を御覧頂きたい。この資料は今年度の審議会開催，男女共同参画基本計画（第3次）及び年次報告策定のスケジュールを示している。通常審議会は毎年2回開催しているが，今年度は，基本計画（第3次）を策定することから全4回開催し，皆様に内容の審議をいただきたいと考えている。右の列にある年次報告についてだが，これは「宮城県男女共同参画推進条例」第16条において「男女共同参画の推進状況及び男

女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」との規程に基づくものである。

昨年度の男女共同参画に関する県の事業96事業について、7月27日の2回目の審議会にて最終的な審議を行い、8月もしくは9月に、知事をはじめとする「男女共同参画施策推進本部会議」に諮り、最終的に議会への報告書を提出する。

男女共同参画基本計画（第3次）の策定については、3月に公表し、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画となる。また、皆様御承知のとおり、この4月から女性活躍推進法が施行された。このことを踏まえ、今回策定する「第3次計画」は、法に基づく「女性活躍推進計画」としても位置づけることとしている。

【水野会長】

今年度は、計画を策定する年度に当たる。計画に対する御意見を頂き、事務局でまとめたものを審議会の中で議論する。委員の方には例年以上に御負担いただくがよろしくお願ひしたい。スケジュールに関し、質問はあるか。

（質問なし）

続いて、議題（1）の「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）関係事業実施状況について」事務局から説明願う。

【佐藤専門監】

「資料2 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）：計画の体系」を御覧頂きたい。こちらは、現行の基本計画に基づき、どのような施策体系で県が事業を行っているかを一覧にしたものである。6つの基本目標に対して、それぞれの施策の方向、具体的な施策項目を設定している。資料2 2ページ 7番目の「震災からの復興過程」の項目については、平成24年度より組み込んでいます。また、事業名は、施策項目が重複しているため、その場合は「再掲」としており、平成27年度に新たに開始した事業については「新規」と記載している。

「資料3-1 関係事業 平成27年度実施状況一覧」を御覧頂きたい。こちらは、計画の体系に基づき、昨年度、県が実施した男女共同参画に関する事業に関し、「予算額」「事業目標と実施状況」「自己評価」等を示している。当課はじめ県全体でそれぞれの分野で事業に取り組んでいる。

当課の新規事業としては、NO.7～9「地域女性活躍推進事業」がある。経済団体と行政が連携協力し、一体となって女性が活躍しやすい環境を整備することを目的に「みやぎの女性活躍促進連携会議」を昨年6月11日に設立し、7月3日にキックオフイベントを開催した。また2ページ12番「男性にとっての男女共同参画事業」では、ワーク・ライフ・バランスを考える「みやぎ100人男子会」を1月22日に開催した。本日は、各部局の担当課からも出席しているため、詳細について御質問等あれば回答させていただきます。

次に「資料3-2 前回審議会の質疑関係資料」を御覧頂きたい。3月25日に開催した審議会の中で、保育所等利用待機児童数について御質問があった。また、併せて質問のあった放課後児童クラブの状況及び県内市町村ごとの保育状況について、資料のとおりだったので、御覧いただきたいと思う。

続いて、「資料4」についてである。こちらの報告書と概要版をお配りしているが、資料4-1で説明させていただく。宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査報告書は3月31日に完成した。調査の目的は、宮城県の女性が活躍しやすい環境を整備推進するため、県内の企業等における、女性管理職登用状況、ワーク・ライフ・バランスの推進状況等実態を把握し、調査分析を行うことにより、今後の効果的な施策検討の参考とするものである。

調査結果の概要につきまして、御説明したい。女性活躍の状況として、女性管理職がいる企業は50%だが、管理職候補の女性リーダーの育成が課題としてある。女性活躍の阻害要因は、家事・

育児等の家庭生活による制約があると約3割が回答している。また、女性の昇任意向は「役付きでなくてもよい」が男性が23.5%であることにに対して女性は60.9%で最も多くなっている。結婚・出産・子育てのライフイベントの影響が大きいと思われる。行政に望むこととして、保育施設の拡充、ホームページ等による情報発信、講習会の開催、企業表彰等の見える化を行うとの回答があった。

本実態調査結果から、女性の管理職登用が進んでいる一方で、依然として働く女性の家事・育児による制約が大きく、女性活躍に向けた企業の取組が十分ではないと捉えられていること、男女ともワーク・ライフ・バランスを進めるためには、働き方の見直しが不可欠であり、企業の前向きな取組と行政による子育て環境や情報発信、交流の場づくりが求められると思われる。今後の取組として、基本計画（第3次）に活用していくこととしている。

【水野会長】

ただいま事務局から説明があった。これらの説明について何か質問等はないか。

【松田委員】

資料3-1の2ページNo.12「男性にとっての男女共同参画事業」の中の県単独事業として1月22日100人男子会があった。どのような内容だったか。県の想定していた参加人数に対して、実際の参加者56人というのはどうだったのか。

【小川委員】

併せて、男性にとっての育児参加について伺いたい。先日テレビ番組で、「専業主婦の年収としていくら払うか意識調査アンケートで男性に聞いたところ、「0円」という回答が一番多かったとの内容をやっていた。「せいぜい払うとしても200万円。」との回答だった。男性の家事や育児に対しての意識が低い印象を持った。男性の育児参加について、企業で取り組んでいることを教えていただきたい。

【小松参事兼課長】

100人男子会は宮城県の元環境生活部次長であった大学教授の萩原先生に御講演いただいた。100人男子会に対して、56人という参加人数については、もう少し参加いただきたい印象。具体的意見については、改めて紹介したい。

【佐野部長】

私は、100人男子会の一部に参加した。男子のワーク・ライフ・バランスについて、いろんな生の意見が出た。「早く帰りたいが上司が職場に残っていると帰りにくい。」など。非常に良い会となった。人数は次回以降拡充していきたい。

【小松参事兼課長】

企業でどれくらい進んでいるかについて、明日（5月26日）、女性活躍促進連携会議本体会議があり、企業の経営者や農協等各種団体の方に集ってもらう予定。女性向けのセミナー・取組はこれまでもあったが、男性向けのセミナーは少なかった。個別に進んでいる企業もあると思う。先週、NPO「ファザーリングジャパン東北」立ち上がったのを記念し、フォーラムがあった。取組について、NPO等の団体と連携するなどしていきたい。

【水野会長】

男性が育休を取り、乳飲み子をみる経験をしたら「専業主婦の年収0円」とは言わなくなるだろう。

【渡部副会長】

この4月から宮城学院女子大学に異動した。よろしくお願ひしたい。

先ほど佐藤専門監から説明があった中に、第三次男女共同参画基本計画を女性活躍推進法と関連づけながら考えると説明があった。その部分を確認したい。県の特定事業主行動計画も関連づけるとのことか。今の段階での見解を伺いたい。

また、県の特定事業主行動計画を策定するに当たって、県職員向けまた企業向け出したアンケートを実施していると思う。特徴的な部分で良いので教えてほしい。

【小松参事兼課長】

特定事業主行動計画は3月に策定し公表した。

第三次男女共同参画基本計画と女性活躍推進法（女活法）との関連については、法律に基づく計画として、施策の一部を位置づける予定にしている。男女共同参画と女性活躍推進の両方の看板をもった計画になる。男女共同参画基本計画は県も主体の一つ。特定事業主の実践についても内容的に盛り込まれ、進めて行く。

【人事課 佐々木部副参事兼課長補佐（総括）】

県として特定事業主行動計画を今年の3月に策定・公表した。女性活躍推進編にかかる目標設定のために、アンケートは実施していない。次世代育成編については、仕事と家庭の両立に関するアンケートを県職員向けに実施した。その中での回答として、「定時退庁を進めるため、業務分担見直しや管理職員からの声かけが必要」という声があった。また、女性職員からの声として、子育て専念のためと思われるが、「育児休業をとった際の代替職員を確保してほしい」との回答があった。主だったところは以上のとおり。

【小松参事兼課長】

先ほどの回答で、説明が不明確な部分があったので補足させていただく。

県の特定事業主行動計画については、県の単体のもので作られている。男女共同参画基本計画については、県全体で取り組んでいくということで作っていく。基本計画には、参考数値として県管理職に占める女性職員の割合などを載せてはいるが、あくまで、県全体の計画である。それぞれ別の計画である。

【竹中委員】

J Aグループ内から出ているのが、介護離職について。男性も女性も管理職となるのがだいたい50歳の職員だが、ちょうどその親の年齢が80歳ぐらいとなり、介護が必要になる。親が元気であれば良いのだが、寝たきりなど介護が必要な状況にあると、せつかく管理職に適する年齢なのに辞めざるを得ない。

特別養護老人ホーム（特養）に入りたいと思っても、家族がいると入れないという条件があるようである。すると、親の介護をするため女性が仕事を辞めざるを得ないようだ。その辺どうなのか。

【小松参事兼課長】

本日担当課は来ていないので、介護離職について回答はできないが、介護の負担については今後考えていく必要がある。安倍政権も介護離職ゼロを打ち出している。男女共同参画基本計画の見直しの中で、できる施策等があれば、盛り込んでいきたいと考えている。

特養の待機者は1万人以上で、実数としては数千人だと思う。施設に、誰に入っていただくかは施設内で検討会を行い入所者を決めているが、一人暮らしの方や経済的面を勘案して優先順位を決定していると思われる。実態を調べておきたい。

【渡辺安子委員】

2点ほど質問させて頂きたい。

- ① 資料3-1 No. 1「県の管理職への女性登用」について、平成32年度までに係長級以上に占める女性職員の割合を22%とする数値目標があるが、事業実施状況として資料で記載されているのは課長以上の数値である。目標に対する係長以上の数値はいくらか。
- ② 資料3-2「宮城県の保育所・待機児童数の推移」を見ると、待機児童数減っていない現状がわかる。施設を増設しても潜在的就労希望者が多いためだと思われる。働き続けるためには、子どもが病気になったときの病児保育・病後児保育の体制を整える必要があると思うが、県内の状況はいかがか。

【人事課 佐々木部副参事兼課長補佐（総括）】

- ① 記載がわかりにくくて申し訳ない。県の係長級以上に占める女性職員の割合は、22%という目標に対し、平成27年4月1日現在で19.0%、平成28年4月1日現在で20.8%であった。前年比較で1.8ポイント増加した。

【子育て支援課 石濱主幹（班長）】

- ② 資料が手元にないため後日回答させていただく。

【高山委員】

先ほど竹中委員から話があったが、介護離職については経団連の役員の間でも問題視している。プライベートな部分もあり、なかなか実態が見えにくいという面もある。

小川委員から話のあった男性の意識改革に向けた取組について、年一回600社ほどの会員企業向けに行っている雇用動向調査の結果について紹介したい。全体の4分の1程度の回答率ではあるが、昨年、女性活躍に向け取り組んでいる施策に関する11の項目の施策を尋ねており、複数回答可で約43%の企業が、「女性社員が働きやすい職場環境の整備」を行っている最も多く回答している。5番目に多い回答として「管理職及び男性社員の意識向上」に13.5%の企業が取り組んでいると回答している。具体的な状況はまだ把握できていないが、機会があれば細かいデータも確認したい。

【今野委員】

資料3-1の11ページNo. 58番「中小企業のワーク・ライフ・バランス支援事業」について、女性活躍推進法施行前後で、企業の危機感や意欲の点においてどんな変化を感じているか。また、企業規模の違いによって実態や考え方の違いはあるのか。どのように県で把握しているか伺いたい。

他企業のトップと話をしていると、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの意識の高まりを感じているが、一方で限られた人数で現場をどうやっていくのかといった声もある。その辺りも含め県全体について教えてほしい。

【雇用対策課 千葉課長補佐（総括）】

この事業は、中小企業に対し支援アドバイザーを派遣している事業で、企業で取り組む上で様々な観点からアドバイスいただいている。支援アドバイザーは社会保険労務士にお願いしている。企業でワーク・ライフ・バランスの認識・理解が進んでいるようだ。残業の縮減や女性職員の役職への登用、育児休業取得を進めるための社内規定の策定など取組がなされて増えてきている。

会社規模の大きく従業員が多い大企業・規模の小さい零細企業間での認識の違いであるが、統計を取ったデータはない。上層部の認識により取組に違いが見られるようだ。

県内200社程度が加盟する宮城工業会では女性社長が集まる会を作っている。創業して2代目への代替わりし、娘さんが社長となって経営トップになった企業もあり、そのような企業は積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるようだ。

【高山委員】

先ほど紹介した雇用動向調査によると、その結果、「女性が役職の中にいる」と回答したのは、従業員300人以上の企業では9割以上、従業員300人未満の企業では54.8%となっており、大きな差があるという印象がある。職種別で言うと、製造業より非製造業の方が平均値として女性登用率の平均値が高い。非製造業で6.1%、製造業で3.2%。サービス・金融保険で10%程度、食料品飲料8%弱となっている。母数が多くないので、あくまでも参考数値である。

【稲葉委員】

2つ質問がある。

- ① 資料3-1の13ページ75番と77番「農業・農村男女共同参画支援事業」について、事業目標の「年間販売金額500万円以上の起業数100」とあるが、年間販売金額500万円のカウント方法について追記が必要。
- ② 全体的に基本目標があまり具体的でなく、イメージしにくいものがある。基本目標の5「農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」という標記は分かりにくい。事業自体は具体的な記載となっているが、基本目標は具体的でなく、どうつながっているのか分かりにくい。各事業の自己評価がほとんどのものが「十分な成果を上げた」もしくは「ある程度成果を上げた」と高い割に、先ほどの報告の中で「課題が多い」とある。具体的な目標と実際の事業の間に食い違いがあるのではないか。

基本目標が分かりにくいところ、私たちに伝わらないことが問題なのではないか。

【農業振興課 山崎副参事兼課長補佐（総括）】

- ① 年間販売金額500万円以上の起業数について、農村在住の女性を中心となって行う農林漁業関連の起業活動であって女性の収入に繋がる経済活動。農業改良普及センターで聞き取り調査をしてとりまとめている。400件ほどあるうち、全体の4分の1程度が500万円以上の売上。一方、全体の6割230件程度が300万円未満となっている。

【小松参事兼課長】

- ② この計画自体の目標は、それぞれの分野で男女共同参画を進めること。それによって実現される社会・暮らし・人々の幸せ観は様々であり書き込みにくいところがある。2ページを膨らませられるような記述をしていきたい。

目標と実態の乖離の部分について個々の事業についてはきちんと行われており、担当課としては自己評価としてはアウトプットとして、満足感を得られたとしている。特に数値的な評価ではないので定性的になっている。実際の社会の皆さんが感じているところとは、乖離があるのはそのとおり。そこを埋めるのが基本計画になるので、その辺を含めて議論頂きたい。

【水野会長】

3 ページ No. 15 から 20 あるいは No. 22 から 35, について, 暴力のある家庭で一番弱い立場にある人を救えるのは県しかいない。DV 被害者は精神的に非常に脆弱になっており, 相談などで二次被害を被らないような体制が必要である。対応する相談員は訓練を受けていなければならないが, どういう準備があるのかとか。あるいは臨床心理士がどの程度配置されているのか。DV 曝露は児童虐待に当たり, それ以外でも DV のある家庭では, 児童虐待も多い。児童相談所との連携はどの様になっているのか。また次の機会に聞いてみたい。

【水野会長】

続いて, 議題 (2) の「宮城県男女共同参画基本計画 (第 3 次) 策定方針案について」事務局から説明願いたい。

【佐藤専門監】

「資料 5 宮城県男女共同参画基本計画 (第 3 次) 構成案」を御覧頂きたい。こちらは, 第 1 次・第 2 次の基本計画の構成と, 第 3 次の構成案を示したものである。基本的には, 第 2 次の基本計画を引き継いだものとなっている。第 3 次より変更した内容のみ御説明したい。

「第 2 章 県の状況」のうち「4 経済格差の拡大と女性に対する暴力や犯罪の深刻化」と「5 東日本大震災の発生と復興に向けた取組」を追加している。労働形態の変化に伴う正規・非正規雇用での賃金格差・経済格差の内容や, DV 認知件数・ストーカー認知件数の状況について示したいと考えている。また, 東日本大震災からの復興へ今まさに取り組んできている状況を記載していきたい。

「第 3 章 男女共同参画の推進に関する施策」こちらについては, テーマはそのままにサブテーマを変えている。テーマは, 各分野を網羅しており, 東日本大震災については, 平成 24 年度から施策を行ってきたことをここで改めて明記したものである。サブテーマは, 男女共同参画, 女性活躍推進のキーワードを示すことで具体的なイメージを持つことができると考えた。また, 「2 家庭における男女共同参画の実現」は「家庭」を意識化するためにあえて, ライフ・ワーク・バランスと「ライフ」を最初に置いている。

「資料 6 宮城県男女共同参画基本計画 (第 3 次) の基本的な考え方案」を御覧頂きたい。資料 5 と同様に変更点を御説明したい。

「1 基本計画策定の趣旨」本文 6 行目「策定しました。平成 23 年 3 月」から 14 行目「策定します。」を挿入している。なお, 本計画は男女共同参画社会基本法の規定により都道府県が定めなければならないこととされている都道府県男女共同参画計画であること, また, 女性活躍推進法律に基づく本県の推進計画として位置付けることとしている。

「2 基本計画の期間」本文 1 行目後半「及び東日本大震災」から 3 行目「4 年間」を挿入変更している。県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」との整合性を持たせるため, 平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間としている。なおこの期間は, 国の第 4 次男女共同参画基本計画の期間とも一致する。

2 ページを御覧いただきたい。「6 基本計画の構成」本文 7 行目「更に」から 8 行目「記載しています。」を挿入, 第 2 次の「分野により」から削除している。現行計画は東日本大震災以前に策定したものであるため震災の記載はなかったが, 宮城県震災復興計画のとの整合性を持たせる必要は不可欠であることから, 挿入した。

3 ページ「7 基本計画の体系」を御覧いただきたい。「2 (3) DV」, 「4 (2) ワーク・ライフ・バランス」は, 世間一般に広まってきた単語を積極的に使用するためにかっこ書きの内容を変更している。さらに先ほども申したが, 現行計画は東日本大震災前に策定したものであるため震災の記載はなかったが, 基本目標の 7 番目を追加している。

「資料7 宮城県男女共同参画基本計画（第3次）指標項目 案」を御覧いただきたい。こちらは、第1次・第2次の基本計画の指標項目と、第3次の指標項目案を示したものである。1ページ目は計画期間内の目標値・予測値を示した「指標」、2ページ目は「男女共同参画の参考指標」を示している。基本的に基本計画（第2次）の内容を踏襲する形にしている。項目の加除等について御意見頂戴できればと思っている。

【水野会長】

第三次基本計画の案は第二次基本計画の目標などを踏襲しているとのことである。先ほどの話に引き続いてとなるが、たとえばパリ市では、被害者本人からの相談ばかりではなく、DVや児童虐待の可能性をキャッチすると15人ぐらいの専門家がチームで、暴力が発生している家庭の「親の育ち方」つまり「親の親の育て方」まで、パーソナリティ障害などを調べ上げて、対応する体制になっている。この調査が1か月で2,500件ほどだと聞いた。今の日本でこれと同じような体制を作ることは根本的に難しいと思うが、たとえば児童相談所のプロの臨床心理士を何人配置してほしいとか、一時保護のニーズに対しどれだけ応えることができるのかなど、具体的なところまで希望できるのか。それとも財政的な問題もあるため、抽象的なところに重点を置いて意見を述べるものなのか。忌憚のないところを教えてください。

【佐野部長】

基本的に今回示している目標項目は案である。審議会の場では忌憚なく意見をいただきたい。意見をいただいた上で、県の施策や予算や人的な体制など現状を説明し、どういった目標にするのかを具体的に審議して頂きたい。

わかりやすい目標が一番良いと思っているが、成果目標として、数値にできるもの・できないものがある。数値目標にできなくても定性的な目標を掲げる案もある。そのような部分を御相談させて頂きたい。

【水野会長】

自制せずに言って良いとのことである。委員の皆さんからも意見頂きたい。

【小川委員】

あくまで案とのことだが、資料6「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）の基本的な考え方 案」7基本計画の体系2（3）「DVの根絶」の項目の記述がある段階では、具体的にどのような動きがあるのか、どのような取組をしているのか、というのはすでに取組の中に入っているのだと思うが、それが具体的な部分に繋がっているのかどうかを確認する術が我々にはない。一般の感覚と報告書の文書との間に乖離がある。それをこの会議の場で埋めていかねばならないと思う。根絶といったときに何をもって根絶とするのか認識は合わせていった方が良い。

震災後、DVが多い傾向にある一人親家庭が増えている。また、夫が仕事で忙しくなり妻に当たる、妻はストレスを抱え子に当たるといった傾向が見られる。急速に増えている問題は急速に対応していかねばならない。数年の動きを見て、どのぐらいのスピード感でやらねばいけないのか案をお示し頂きたい。

資料3-2「前回審議会の質疑関係資料」について、市町村ごとの一時預かり事業について示して頂いた。数値目標は達成されつつあるが、一時預かり事業（一般型）の箇所数について、仙台市を除いた約50件のうち栗原市が10件となっている。数値の上では増えているように見え、一時預かりが充足してきたように見えるが、やはり市町村ごとの差が大きい実感を持つ。一時預かりも延長保育も地域の拠点もファミリーサポートセンターも全然ない空白地域を埋める必要がある。自治体間で平均的になるよう設置目標に具体的な数を入れて頂きたい。

資料7の一時預かりは16カ所から70カ所になったと言うことでだいぶ増えたが、レギュラー保育に入っていない方が利用できる箇所は基本的に少ない。

数値目標の中身の話、細かいところまでは難しいだろうが、来年度90カ所まで増やすと行ったときに、市町村の格差を埋めるとか、空白となっている市町村に一時預かりから増やしていくとかその辺りの記載がないのが分かりにくい。具体的なところにつなげていければと思う。

私としては、レギュラー保育施設の整備が間に合わないのであれば、一時保育でもファミリーサポートセンターでも増やすことが必要だと思っている。

【水野会長】

建設的な意見ありがたい。

【草野委員】

前回配布された色々な資料を見ても、地域差が大きいことがわかる。震災の後の取組ということも含め、地域格差の解消が宮城県のひとつの目標だと思う。そう考えると、数値だけでなく、進んでいないところがなぜ進んでいないのかまでお示し頂いた上で話ができればと考えている。

【小松参事兼課長】

これから素案として書き込みしていく上で今の意見を参考にしていきたい。必要な資料は出していきたい。

地域格差についてはおっしゃるとおり。ただ地域事情がそれぞれあるため、全て仙台と同じ水準とは限らないと思われる。地域の実情を踏まえて資料出ししていきたい。

【渡部副会長】

女性の能力開発といった点で教えて頂きたい。女性が結婚・出産・育児で退職し、落ち着いたところで仕事に復帰するいわゆる「M字カーブ」がある。基本計画では、どこで議論されるのか。取組を進めていく場合、女性が退職し10年ぐらい経過することになるが、時代の変化に追いつくための必要な能力開発をどこでするのか。

【小松参事兼課長】

M字カーブについては、同じ問題意識でいる。具体的な施策については基本計画の中の「社会全体における男女共同参画の実現」で書き込んでいくことになるだろうが、他の分野とまたがったの記載や、新規に追加していくことも検討させて頂く。

【松田委員】

資料7「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）指標項目 案」の中で、スクールカウンセラーの記載がある。実情と御意見・お考えを伺いたい。スクールカウンセラーは中学校では全校に配置されている。小学校は全校配置ではなく、中学校に配置されているカウンセラーが月に2回ほど来ている。不登校児・いじめが増え、保護者の相談も多くなっており、スクールカウンセラーが来たときには目一杯入っている状況。小学校へのスクールカウンセラーの配置について、現段階での考えを伺いたい。

【義務教育課 太田課長補佐】

スクールカウンセラーについて、中学校は全校配置。小学校は全市町村に広域配置。市町村教育委員会の要望・状況に応じて、教育委員会にスクールカウンセラーを派遣し、小学校にも全校に対応している。小学校へは週1回派遣しているところと、塩竈市のように隔週派遣のため中学校カウンセラーも活用しているところもある。震災後のこどもの心のケアの必要・実情に応じて配置して

いる。指摘があったように小学校への配置日数は中学校と比べて少ないところもある。配置日数は中学校は年に40回。小学校は平均して年に20回ほどの計画で派遣している。沿岸部の小学校については派遣回数増などの対応を行っている。

文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」の予算を活用しており、文部科学省に実状と必要性を報告している。不登校等の問題を重く受け止め、今年度は派遣回数を増やしている。今後も現状に合う配置について検討していきたい。

【水野会長】

スクールカウンセラーの配置などは意味のある数字であり、実質的な数値である。数値等について思いついたら意見をいただきたい。

【渡辺安子委員】

これまで私はいくつかの県・市の基本計画策定に関わってきたが、特に宮城県として策定するのだから、被災した県ならではの取組を示して頂きたい。防災・復興にかかる男女共同参画の視点・知見を生かしてほしい。「宮城の独自性」として、防災関係の項目を指標項目に追加し、取り組んでほしい。地方創生の時代、宮城の地域性や独自性をアピールできる指標項目を入れて頂きたい。

【稲葉委員】

宮城県の独自性といった観点から、震災以外にはないのか。よく東北の中心と言われるがそのような要素を指標の中に入れることはできないか。

指標に関して、先ほど部長から定性的な目標という話もあったが、数字で取りやすいものと取りにくいものがある。数字で取りにくいものをデジタル化する・デジタルに近い指標にできないかと考えている。資料7「商工会役員に占める女性の数」などは名簿を見ればすぐに分かる数字。先ほど農業振興課から、各振興事務所が聞き取り調査をしているという話があった。足で稼ぐことはとても大切なこと。指標のつくり方を、防災と併せて検討してほしい。

【渡部副会長】

女性活躍推進法に、例として指標が上がっている。指標について、県の行動計画も301人以上の企業の行動計画も公表されている。こちらを参考にすれば、定量的に把握しやすいのではないか。

【小松参事兼課長】

まさにそのようなお話を聞きたかったのでありがたい。定量指標の設定について困難な部分もあるが、本日頂いた内容を踏まえこちらで検討したい。

震災に関連する指標や県の独自性については、まさに知恵をいただきたいところ。会が終わってからも良いので、普段感じていることを皆様から頂戴したい。

【今野委員】

視点としてこのような要素はどうかと言うことで2点ある。

- ① 職場における男女共同参画の実現について、国が働き方改革を打ち出している。当社の場合、職場の中で共働きを前提にした人事管理を迫られている。例えば、この期間は家族の都合で勤務時間を短くするとか、子どもが熱を出したら母親だけでなく父親も看病するとか、男性の介護離職の問題とか。今までは子どもを持つ女性社員だけに向けた取組だったが、今後は職場全体に枠を広げて取組を進めていかなければならない。働き方改革という要素・視点を入れていかなければならない。

- ② 企業トップの意識が高くても、部長や課長など経営幹部、専門家の方が言うところの粘土層の方の意識が変わってこないと変わらないということも聞く。イクボスの話もあるが、決定権がある男性に向けてのアプローチの視点も入れていく必要がある。

【水野会長】

震災の時、学生がボランティアとして避難所に行って子どもの相手をしていたときは被災者から歓迎されたが、仮設住宅に移った後はストレスがたまった被災者から煙たがられるという事態が起きた。だが、子どもたちからすると学生に勉強を教えてもらったり遊んでもらったりするニーズはむしろ仮設住宅で孤立してからのほうがずっと高まっていたようであった。男女共同参画の視点や弱者の視点が入れば、全然違ってくるということも震災の経験としてあった。

【鈴木委員】

熊本の地震で、現在行政は大混乱していると思う。東日本大震災を経験した者として反省点を生かさなければならぬ。利府町は内陸部にあることから、全国からの救援物資の受け入れを担当した。防災関係の企画・立案は男性が行ったが、紙おむつ・ミルク・生理用品・簡易トイレの必要性にはあまり気がつかなかった。女性の視点での防災計画を進める必要がある。5年前の教訓を生かす必要がある。熊本地震は断層がずれて地震が発生した。これはどこでも起きること。どこの自治体も他人事ではない。

【水野会長】

私は、震災後間もない2012年に仙台で行われた日本女性会議の実行委員長を務めた。その会議で出たのは、病人や老人など弱者のニーズがわかるのは女性ということ。女性の発言権が小さく、男性の特に年配の発言権が大きいことで、避難所の中でも不幸なことを生んだ。このような震災の経験も計画の中に入れ込めればと思う。

【小松参事兼課長】

東日本大震災後、女性の視点が足りなかった反省から、手引きをつくったり、それをもとに講座を開催した。今回、手引きを作った職員が熊本に行き、被災地で広めている。

【小川委員】

コミュニティーセンターなど防災の拠点に新たな手引きが加わったと聞いている。こういった分野で進んでいるなという実感。

本日はスクールカウンセラーや防災の声をどう生かすかといった話も出た。感じたこととして、行政の予算に制限があるのであれば、NPOや市民団体など、地域の資源をもっと活用した方が良いということ。宮城県は東北の中でもNPOが多く、先進的な活動もしている。地域との協働で埋められる部分はあるはず。地域の活動は、専門家でなくても市民団体・ボランティアが担える部分もある。こういった面の掘り起こしも含め県の計画に入れてほしい。包括支援をする必要がある。NPOとの協働はどうやっているのか。

【小松参事兼課長】

NPOの推進についても当課で担当している。大事な視点でもあるので書き込みをしていきたい。現状、NPOはそれぞれ独自で活動しているので、当方で把握できる部分は多くないが、被災地支援としてたくさんの団体に入ってもらっている。また、震災をもとに立ち上がった団体もある。子どもの支援や心の支援に携わっている団体もある。

【小川委員】

「協働」という文言が入るといい。

【渡部副会長】

宮城県の特徴として、地域間格差が見た目以上にある点がある。人口が多い仙台市、震災地域、人口が減っているところなど。県全体だけでなく地域にあった施策が必要。仙台市の男女共同参画担当部署とは意見交換しているのか。

【小松参事兼課長】

明日開催する女性活躍促進連携会議本体会議のメンバーに仙台市も入って頂いている。県の事業と市の事業でタイアップしたり、棲み分けしたりしている部分もある。公式の会議のほか、実務的にも円滑にやりとりさせてもらっている。

【渡部副会長】

大学から見た場合、県に対して要望するのは、課長など県の職員に大学に来てもらい講演してもらうことなどしかない。仙台市は施設が2カ所あるため、学生が施設を見に行ってもどんな業務をしているのかわかる。

【水野会長】

市民団体やボランティア、NPOなど成長過程にあるところは、行政で成長を後押しする必要がある。公平性だけ重視せずに、実績のあるところとそうでないところなど団体を選んでも良いのではないかと。積極的に協力体制を作っていってほしい。

【草野委員】

私は、熊本県の南阿蘇などに行き、避難生活を見てきた。行政の方も避難所の方も東日本大震災の経験を聞いてみたいという話を多くいただいた。避難所を出た後のコミュニティの形成だったり男女共同参画の推進という部分をうまく組み合わせて進めていく必要がある。

【稲葉委員】

資料6「基本計画の基本的な考え方案」の体系の部分と資料3-1「関連事業平成27年度実施状況」を見比べていて、基本的な考え方に項目があるのに事業の中では重要視されていないと感じる部分があった。基本目標の5番目に「農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 経営への女性の参画促進」があるが、その中の主要事業は「農業・農村男女共同参画支援事業」で、ほとんどは農業関係。商工自営業は関連事業のみである。商工自営業においても基本目標に掲げているのだから、関連事業についても女性をカウントする指標の作り方や女性を意識した内容にするよう情報交換してほしい。

【小松参事兼課長】

起業支援について、女性だけを対象にしている事業は手薄になっている。男性女性関わらずやっている事業を関連事業としている。ここは今後の課題のひとつである。関係セクションと話をしながらどのような形で進めていけるか。指標をもう少し検討させて頂きたい。

【水野会長】

思いつくものは事務局の方に寄せてほしい。

続いて、議題(3)の「その他」であるが何かあるか。

(特になし)

【水野会長】

本日の議事はこれで終了したい。資料を持ち帰り頂き何かあれば事務局へお送り頂きたい。

4 閉会

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔 次回開催日を確認し，閉会した。〕